| 意見提出者 | 個人 |
|---------|--------------------------------------|
| | |
| 1. 項目 | 契約印・署名ルールの簡素化 |
| 2. 既存の制 | 外国企業ではSAPから出力された、契約印も署名もない発注書が広く使わ |
| 度・規制等 | れている。これは日本では有効な発注書とは見なしていない企業が多く、 |
| によってI | せっかくの契約管理の簡素化ツールが日本では使えない。また SAP を利用 |
| CT利活用 | している外資系企業と日本企業が取引しようとすると、発注書を社内で通 |
| が阻害され | 用させるための内部調整に手間取るなど、国際取引の現場で無駄な労力を |
| ている事 | 要し、外資系企業は外資どうしでしか付き合わないほうが楽だという惰性 |
| 例・状況 | 的慣習が生まれている。 |
| 3. ICT利 | 複合要因。取引先企業の慣習とリスク管理方針による部分が大きいが、一 |
| 活用を阻害 | 般論から言えば、日本企業は、契約印も署名もない発注書は受け付けたが |
| する制度・ | らない。他方で、現実問題、電子メールだけで先行受付してしまい、署名・ |
| 規制等の根 | 捺印は後回し可という企業もある。また電気通信事業のように、見なし契 |
| 拠 | 約の慣習がある業界もあり、基準が分かりにくい。 |
| 4. ICT利 | 契約とは当事者の合意さえあれば成立するものとし、その様式については、 |
| 活用を阻害 | 不動産・金融資産などの大口取引を除いて、印や制度などによる縛りは廃 |
| する制度・ | 止。契約不履行は事後的に詐欺罪などで対応すればよいのであり、様式縛 |
| 規制等の見 | りによる事前対策は軽減。 |
| 直しの方向 | 歴史的には紙のない時代でも契約や信用取引の概念は存在した。様式にこ |
| 性について | だわるのは本末転倒である。 |
| の提案 | |